

SAJ 令和 6 教第 498 号

令和 6 年 1 月 11 日

加盟団体各位

公益財団法人全日本スキー連盟
教育本部長 白石 博基
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震に係る加盟団体主管事業の
研修会、クリニック、検定会の申込者に対する措置について（通知）

日頃より、教育本部事業にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

被災地の皆さまには謹んでお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、標記のことについて、令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震の影響を鑑み、教育本部理事会に於いて、下記のとおり取り扱うことにいたしましたので、貴連盟の関係者へ周知いただき、ご対応をお願いいたします。

記

【対象者】居住地域に係らず、令和 6 年能登半島地震で被災した事により令和 6 年 1 月 1 日以降の事業に参加できない資格者及び今年度資格取得予定者。

1、スキー指導者研修会・スノーボード指導者研修会・スキーパトロール研修会・スキー検定員クリニック・スノーボード検定員クリニックについて

①既に研修会・クリニックに申込完了し受講料を納付した方で、令和 6 年能登半島地震の被災により欠席となった場合は、参加料は返却せず研修修了とします。主管加盟団体において、シクミネットを対象者を「出席」にて登録してください。

②今年度の研修会・クリニックに申込予定で、資格の有効年度が今年度までの方が、令和 6 年能登半島地震の被災により申込できない場合は、資格の有効年度を次年度まで延長します。別紙の申請書様式に記載のうえ、各自治体が発行する罹災証明書(写)を添付し、加盟団体より令和 6 年 5 月 31 日(金)までに SAJ 事務局の下記メールアドレスへ申請書は Excel、罹災証明書(写)は PDF でお送りください。期日以降の申請は受付できませんのでご注意ください。

2、スキー指導者養成講習会・スノーボード指導者養成講習会・スキーパトロール養成講習会について

既に該当の検定会に申込完了し検定料を納付した方で、令和6年能登半島地震の被災により単位不足が発生した場合は、レポート等を加盟団体へ提出する事や補講等の実施により、養成講習修了とする措置を講じる事をご検討ください。

なお、レポート等の課題・内容は各加盟団体で作成してください。

3、スキー準指導員検定会・スノーボード準指導員検定会・スキーB・C級検定員検定会・スノーボードB・C級検定員検定会について

既に各種検定会に申込完了し検定料を納付した方で、令和6年能登半島地震の被災により受検できない場合は、次年度以降改めて検定会の申込をして頂くようお願いいたします。なお、次年度以降に受検した場合の合格年度は、実際の受検年度を合格年度とします。

以上

【送付先メールアドレス】

公益財団法人全日本スキー連盟 普及事業課 宛
saj-e@ski-japan.or.jp